

「日本再興戦略」改訂2015 ー未来への投資・生産性革命ー

2015年6月30日、「日本再興戦略」改訂2015 ー未来への投資・生産性革命ー が閣議決定された。「日本再興戦略」改訂2015においては、アベノミクス第2ステージとして、デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築するための施策が掲げられ、アクションプランとしてコーポレートガバナンスの強化、持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進、IFRS任意適用企業の更なる拡大促進等が含まれている。

1. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方

2012年12月の安倍政権発足後、政府はデフレからの脱却に向け、矢継ぎ早に、大胆な金融緩和と政策という第1の矢、機動的な財政政策という第2の矢を放ち、マクロ面から需要を支え、喚起するための対策を講じてきた。また、企業や国民のデフレマインドを払拭するための構造改革として、第3の矢の成長戦略を展開してきた。

その結果として、企業収益は過去最高を記録し、雇用は拡大して、経済の好循環が回り始めている。

しかし、長期的視点にたつと、人口減少社会の到来により、供給制約という新たな課題により、経済全体としての生産性が向上しなければ、いずれ成長の限界に直面することが想定される。そのような事態に対応するため、アベノミクスは第2ステージに入り、今後とも経済の好循環を維持し、そして持続的な成長路線を辿るための戦略を提案している。具体的には、設備革新にとどまらない、技術や人材を含めた「未来投資による生産性革命の実現」と、地域に活気溢れる職場と魅力的な投資先を取り戻し、活力ある日本経済を目指す「ローカル・アベノミクスの推進」、この2つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国になることを目標に掲げている。

2. 改訂戦略における鍵となる施策

上記のような再興戦略改訂の基本的な考え方のもと、以下のとおり、上記の「未来投資による生産性革命の実現」及び「ローカル・アベノミクス」のほか、『「改革2020」(成長戦略を加速する官民プロジェクト)の実行」を加えた3つを大項目として施策を掲げている。

1. 未来投資による生産性革命
 - (1)「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す
 - (2)新時代への挑戦を加速する
 - (3)個人の潜在力の徹底的な磨上げ
2. ローカル・アベノミクスの推進
 - (1)中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化
 - (2)サービス産業の活性化・生産性の向上
 - (3)農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化
 - (4)自治体に求められる新たな役割(官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等)
3. 「改革2020」(成長戦略を加速する官民プロジェクト)の実行

3. 3つのアクションプラン

そして、アベノミクス第2ステージを成功に導くための具体的なアクションプランとして、「日本再興戦略プラン」、「戦略市場創造プラン」及び「国際展開戦略」の3つを掲げている。

1. 日本産業再興プラン

(1) 産業の新陳代謝の促進

…**コーポレートガバナンスの強化**

…**持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進**

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

(3) 大学改革／科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国

(4) 世界最高水準のIT社会の実現

(5) 立地競争力の更なる強化

…**IFRS任意適用企業の更なる拡大促進**

(6) 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

2. 戦略市場創造プラン

テーマ1 国民の「健康寿命」の延伸

テーマ2 クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

テーマ3 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

テーマ4 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

3. 国際展開戦略

本ニュースフラッシュでは、上記アクションプランの中でも、会計監査に関連する施策、具体的には、日本再興戦略プランの「(1) 産業の新陳代謝の促進」に含まれる、コーポレートガバナンスの強化、及び持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進、並びに「(5) 立地競争力の更なる強化」に含まれるIFRS任意適用企業の更なる拡大促進について概要を記載する。

I コーポレートガバナンスの強化

2015年6月に適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」は、2014年に策定・公表された「スチュワードシップ・コード」とともに車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。このため、説明責任を適切に確保し、健全なリスクテイクを促すことを通じて、「攻めのガバナンス」の実現を目指すという我が国のコーポレートガバナンス・コードのアプローチについて、国内で十分な説明・周知を図るとともに、国際的に積極的な情報発信を行うとしている。

また、コーポレートガバナンスの実践を後押しする環境整備を行うため、以下の点に関する会社法の解釈指針(具体的な事例集を含む)を作成し、公表することがアクションプランに含まれている。

- 取締役会の監督が実効性の高いものとなるよう、取締役会に上程することが求められる事項の範囲、社外取締役が行った場合に社外性を失う「業務執行」の範囲等について
- 経営陣が適切なリスクテイクを行うことができるよう、会社補償(役員が損害賠償責任を追及された場合に、会社が当該損害賠償責任額や争訟費用を補償する制度)について 等

あわせて、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、金銭でなく株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図っている。

さらに、経営経験者が異業種の社外取締役役に就任すること等により、それまでに培ってきた知識・経験を幅広く活用できるよう、国内外の具体的な事例の収集・普及促進を通じて、独立社外取締役となる人材の確保を推進するとしている。

Ⅱ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

企業が稼ぐ力を高め、持続的に企業価値を向上させるためには、企業と投資家・株主が、ともに中長期的な成長に向けて価値を創造する関係にあることを念頭に置いて、建設的な対話を行うことが重要である。こうした観点も踏まえつつ、企業の情報開示、株主総会プロセス等を取り巻く諸制度や実務を横断的に見直し、全体として実効的で効率的な仕組みを構築するとしている。

■ 統合的開示に向けた検討等

企業の情報開示については、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業や投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統合的な開示の在り方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得るとしている。

■ 株主総会プロセスの見直し等

株主総会集中の問題を解決し、株主の議案検討と対話の期間を諸外国並に確保するための方策として、企業が適切な総会日や議決権行使の基準日の設定を行うとともに、招集通知関連書類や議決権行使の電子化等を通じて徹底的なプロセスの合理化が図られる環境を整備するとしている。

- 株主総会については、企業において株主の議決権行使や対話の機会を十分に確保するとともに、株主総会に近い時点の株主の声を反映するような適切な基準日を設定するよう、関係団体等が本取組みの円滑化に向けた方策等について、来年中に検討することを促す。
- 米国における制度も参照しつつ、招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行ううえでの課題や必要な措置について来年中に検討し、結論を得る。
- 議決権行使についても電子化の促進と権利行使の質を高めるため、関係団体等において議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策を来年中に検討することを促す。
- 名義株主以外のグローバルな機関投資家等が、株主総会に参加するうえでの企業の基本方針作りを円滑化するため、関係団体等においてガイダンスを本年末までに策定することを促す。

Ⅲ IFRS任意適用企業の更なる拡大促進

2008年のG20首脳宣言において示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向け、引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとしている。

IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRSの任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS適用企業の実際の開示例や最近のIFRSの改訂も踏まえ、IFRSに基づく財務諸表等を作成するうえで参考となる様式の充実・改訂を行うとしている。

また、上場企業は、本年3月末の年度決算に係る決算短信から、その中の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用に関する検討状況を開示している。これについて、東京証券取引所と連携して分析を行い、各上場企業のIFRSへの移行に係る検討に資するよう、IFRSの適用状況の周知を図っている。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International..